

第2節 河内潟における遠賀川系土器の始源

——若江北遺跡第5次調査の成果から——

財団法人 大阪府文化財調査研究センター 三好孝一

I. はじめに

かつて筆者は今回の調査区の西に隣接する調査区から出土した資料に対し、これらが河内潟縁辺部における最古の弥生土器であり、さらに併行関係をたどれば中部瀬戸内の津島遺跡南池地点出土遺物、北部九州編年の板付Ⅱa式段階に位置づけられるものであるとの考えを述べた¹⁾。

その後5年を経過し、発掘調査が行われた巨摩・若江北遺跡第5次発掘調査では、広範囲にわたって弥生時代前期の遺構・遺物が検出され、中でも遺跡南部に設定された13Cトレンチからは、居住域と考えられる遺構群と、これまでの資料とは比較にならないほど多量の遺物を検出することができた。

確認された遺構面は2面で、下面からは非常に大きな床面積を持つ掘立柱建物が検出され、上面からは非常に小さな平面形を持つ堅穴住居、多量の遺物を伴う土坑が検出された。

また、上面を中心として検出された土器群は、従来の指摘どおりこれまで近畿地方において検出された前期のものの中でも非常に古い特徴を持つものであり、既出の同時期の資料と比較しても決して遜色のないものであるばかりか、その出土状況や保存状態の良さ、そして何よりも、すべての器種が一定量検出されたことで、今後、該期の資料を比較・検討してゆく上で欠くことのできない資料となった。

出土状況や個々の遺物などに対する事実関係については前章や観察表に詳述するとおりであるが、本資料が非常に重要性を持つ資料と考えられることに鑑み、前文中では述べることのできなかつた問題点について述べておくこととしたい。

II. 遺構・遺物の検討

A. 遺構・遺物の分布・検出状況について

i. 遺構・遺物の分布範囲

遺構が集中的に検出されたのは、13Cトレンチ北側から南へ35mの範囲に広がる微高地上である。その北側約20mに設定された12Cトレンチでは、高さにおいてはさほどの変化はないが、遺物の出土は極端に減少し、僅かの土器片が得られたに過ぎない。また、その北側の11Cトレンチでは、相当面が下降し、土器の細片すらも得ることができなかった。ゆえに、南北方向への集落の展開は12Cトレンチを含めても70m弱、遺物の出土量からこれを集落域周辺部と考えた場合では50m強の範囲となる。

つづいて東西方向の展開については、西側約60mで行われた第4次調査で相当層と該期の遺物が検出されたが²⁾、堆積層の様相や、遺物量の僅少さなど、集落の外れであるという感は免れない状況であった。そして、より今回の調査区に近づいた西側約40mで行われた近畿自動車道建設工事に伴う調査でも、僅かな遺物が出土したのみで、これとても集落域として考えることはできない状況であった。このため、西側の集落推定範囲については、13Cトレンチより20mに大きく及ばないものと考えられる。東側については調査例がないため不明である。しかし、東側80m附近に位置する楠根川・第二寝屋川の改修・開鑿工事に注意せられ、周辺諸遺跡を周知させる礎を築いた先達が収集された遺物の中に、今回の遺物と対比できる資料があるという話は風聞にも及ばず、少なくともここまでには達していないようである。

ii. 遺構面について

前期を相前後する遺構面には第9 a面から第9 d面とされる4面がある。これらの面について今一度整理を行っておくと、12層上面を基底面とする第9 a面からは前期の遺物も出土しているが、この中には中期初頭のものも含まれ、さらにこの面を覆う11層からもⅡ様式の遺物が含まれていることから、第9 a面は実際には中期初頭の面と認識され、低位側で検出された水田面に連続するとみられる。

つぎに、遺物・遺構が最も濃密に検出された第9 b面であるが、これを覆う12・12 a層からは前期各段階の土器が出土し、微量ではあるがⅡ様式の遺物も含まれていた。そして、土坑14を一部破壊して形成された土坑16からは中期初頭の遺物がまとまって検出されているため、厳密には前期から中期初頭にかけての遺構面であるといえることができる。しかしながら、実際に第9 b面検出作業に伴う12層掘削中においては、他の遺構を認識する以前に土坑16の輪郭を確認することができたため、実際の切り込み面は12層内にあるものとみなし、第9 b面基底面以上の12層が全て攪拌された状態ではないと考えたい。このことは、他の遺構に前期を下る遺物が含まれないことでも支持されるが、報文で述べられるように、遺物の多くが遺構集中区以外で検出されたという事実、即ち、その出土状況を住居からやや離れた空閑地に塵芥を廃棄した状況が改変されずにそのまま埋積したとみなすことでも首肯できると考えている。

さらに、12 b層とされる約10cmの間層を挟んで第9 c面に至る、この層は西側に行くにほど薄くなり、最終的には消滅し、遺構面も第9 b面と重複する状況となる。このような状況のため、西側で検出された土坑20や柵列などの遺構については、本来第9 b面に伴うものであったことも考えられる。ただし、掘立柱建物周辺では安定した層厚を有していること、上層の竪穴住居と重複する位置関係にあることから、確実に下層遺構であるといえる。なお、本層中には全くといってよいほど遺物が出土していないことから、この面には遺物はほとんど伴わなかったものと考えたい。このことは安定した層厚を有する掘立柱建物周辺や柱穴から一片の遺物も得られていないことや、この面より存在が確認される河川3が、多量の遺物を伴う溝25の前身であるにも係わらず、少量の遺物しか検出されなかったことから支持されるものと考えている。このようにみた場合、12 b層から僅かながら出土した遺物が問題となるが、これらは量的にも少なく、また、相当な時期幅があることから、西側にゆくほど層厚を減じていることに起因して、上層の遺物が混入したものと考えておきたい。

以下、12層とこれを除去した段階で第9 d面を確認したが、自然流路を検出したのみで遺構は検出されず、また、層中にも流路内にも遺物はなかったため、文化層、遺構面とする認識はない。

B. 遺物について

i. 遺物の様相

検出された遺物には土器を主体とし、石器、木製品がある。土器は縄紋時代晩期滋賀里Ⅲ b式の深鉢2点、船橋・長原式段階の突帯紋土器の破片4点のほかはすべて弥生土器で占められ、その数は接合がすべて完了したものと想定し、口縁1点を一個体と認識して計測した場合、総数832点を数えた。

その内訳は表1に示す通りで、溝25と土坑14・15の3遺構のみで出土量全体の約4割強を占めている。これは、包含層全体から採集された土器量にほぼ匹敵しており、この3遺構に遺物が集中する傾向が大きいことが理解されよう。また、これらを合わせると、全体のほぼ9割に達し、3遺構以外の遺構出土遺物の少なさを逆説的に証明しているともいえよう。

つづいて土器については、壺の観察を行った場合に限っても、貼り付け凸帯や多条沈線を持つものは少なく、その多くは区画紋様帯に段や削り出し凸帯を用い、木葉紋や重弧紋などで加飾されているもの

表1 器種計測数および比率

層位 遺構名	壺		甕		鉢		高杯		蓋		無頸壺		不明		合計 ()内は%
	生駒	その他	生駒	その他	生駒	その他	生駒	その他	生駒	その他	生駒	その他	生駒	その他	
10 層	1		2												3 (0.4)
河川 1	1		3		1										5 (0.6)
河川 2				1											1 (0.1)
11 層	5	2	4	4	2	1									18 (2.2)
12 攪拌土	6	1	5	4	1										17 (2.0)
12 層	114	16	107	34	23	19	1	1	8	5			2	47	377 (45.3)
土坑16	3			2	1	1								1	8 (1.0)
住居址	1		2	3	2	1			1					1	11 (1.3)
溝 24	2	1	2												5 (0.6)
溝 25	49	13	42	18	21	5			1		1	1			151 (18.1)
溝 33		1													1 (0.1)
土坑14	19	7	17	21	10	8			4	2		2	1	14	105 (12.6)
土坑15	24	4	39	8	9	13				1				7	105 (12.6)
土坑17	1				1					1				1	4 (0.5)
土坑18						1									1 (0.1)
土坑19			1												1 (0.1)
土坑20		1													1 (0.1)
土坑22						1									1 (0.1)
土坑26			1		1	1									3 (0.4)
Pit 57				1											1 (0.1)
Pit101	1														1 (0.1)
河川 3	1		4	4	2						1				12 (1.4)
合 計	228	46	229	100	74	51	1	1	14	9	2	3	3	71	832 (99.8)
()内	274		329		125		2		23		5		74		
は %	(32.9)		(39.5)		(15.0)		(0.2)		(2.8)		(0.6)		(8.9)		(99.9)

が多いことなどが特徴として上げられる。

これらと周辺地域で検出されている資料と比較した場合、従来の指摘どおり非常に古い段階のものとみなされ、本資料の位置づけが量的に豊富となったことでより明確化されることとなった。

以下、その内容について詳細に観察を行うこととする。

ii. 土器の器形について

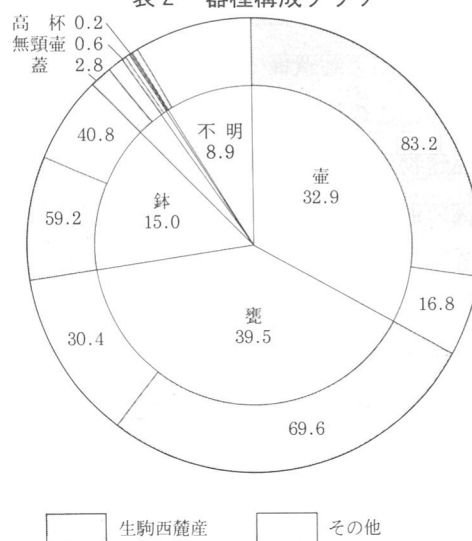
ここでは近畿地方で出土する前期土器の器形・紋様について再度整理しておきたい。まず、壺の器形については口径と体部最大径の比率が1対1.5程度で、器高と体部最大径との比率はほぼ同等か器高がやや上回る程度である。口縁部は上方に短く外反し、体部最大径は中央部より上位に

位置している。これが最も古い段階に位置づけられるとみられる器形で、実際には丈長の器形に偏球形に近い体部を有し、これに下方に開きの少ない頸部と、外反度の少ない猪首風の口縁部を付加したような形状を呈するものである。後続する段階には、頸部の太さには変化は余りないが、口径と体部最大径の差は開き始め、器高と体部最大径との比率も同等から後者がより大きくなる傾向を示す。また、体部最大径の位置は前段階より下降する傾向が看取され、口縁部の外反度は長大化する傾向にあり、実際には下膨れの安定した体部に窄まった頸部を持ち、外反度の大きな口縁部を接合した形状となる。

甕の場合、器形の変化に乏しく、その変化を辿ることのできるような特徴を見だしにくい。壺の口縁部の形態変化と同様、外反度が小さく、短く猪首風にのびるものが古く位置づけられる感がある。

また、体部の形態については倒鐘形を呈することに相違はないが、その最大径が口径を凌駕するもの、

表2 器種構成グラフ



ほぼ同じくするもの、これを下回るものの3者に類別できる。多条沈線を施す段階に至っては、口径がこれを凌ぐ傾向が強いといえることはできるが、その前段階までは三者が併存しているため、この傾向が多条沈線が施される前の形式差に連動するものであるか否かについては、にわかには断じ難い。

鉢には口縁部の形状の差異により直口するものと、如意形を呈するものの二系列あることが理解される。しかし、この場合においても甕と同様に型式変化に乏しく、形態のみでは時期的変遷の指標となり得る要素を抽出し難い。あるいは、如意形口縁を持つものについては、その形状の変化に壺や甕と同様の傾向を認めることができることも考えられる。

iii. 紋様について

近畿地方で出土する前期土器の壺における区画紋様帯に着目し、これを時期細分の基準としたものに、1966・67年の佐原眞氏の論考⁴⁾がある。氏は前期の壺における口頸部および頸胴部界の区分紋様の変化に着目し、段から削り出し凸帯、そして、貼り付け凸帯へと移行する細分案を提示した。

この細分は型式学的に極めて理路整然と述べられたもので、現状の形式細分についても基本的にはこの延長線上にあるものと位置づけて大過ない。しかし、その前半代として位置づけられた段や削り出し凸帯に関しては、その後の調査により得られた資料の中にもこの分類に純粋に則した形で検出された例はなく、実情にそぐわないこの事例を理解するために、大きく2分する1981年の寺沢 薫氏の見解⁵⁾、2区分5細別する井藤暁子氏の指摘⁶⁾、そして、1989年には古中段階を一つにまとめる深澤芳樹氏の意見⁷⁾、4区分する寺沢・森井貞夫氏の考察⁸⁾などが提示されている。

これらの論考を通して今回の資料を見た場合、概ねその前半代に位置づけられることでは一致するであろうが、それでは、はたしてどの部分に位置づけられるのが問題となる。その糸口を掴むために以下に問題となると考えられる部分を抽出し、提示しておくこととする。

まず、総体的にみて、今回の調査において出土した土器には、紋様の描かれるものが非常に多い。使用される工具は沈線紋や刻目にはヘラ状工具、列点紋には先端を丸くあるいは三角形に加工した刺突具を用い、貝殻、その他の工具を使用したものは認められない。そして、施される篋描紋は一部に非常に細密なものを含み、板付式土器や畿内の沈線が多条化した段階にみられるような太いものは少ない。

この特徴は既往の研究成果においても注目されている点で、この土器群を評価するに際しての重要な着目点の一つになる。また、施紋順序に着目した場合においては、器面調整完了後に紋様を施すという特徴が見いだせ、深澤氏のいう追加型^{9),10)}に分類される施紋順序が徹底しているといえることができる。

そして、周辺の諸遺跡の資料では見られないような特徴として、図108-1の壺や図124-19・20の鉢などのように、全周する間に紋様を変化させたり、一部分のみに紋様を配して正面感を意識させるような紋様を施すものの存在を指摘することができる。

また、区画紋様帯に段や凸帯を形成する場合、これを明確化するために最後に沈線を加えるという手法が、ほとんどすべての土器に観察されることでも注目される。これは藤田憲司氏のいう「際取り線」¹²⁾c類¹³⁾、深澤氏の指摘する縁取沈線に相当するものであり、極相的なものには、図119-4・5のように藤田氏が「沈線」的意匠の言を以て分類されたc類から完全に逸脱し、多条化したものさえ認められる。

つづいて、各器種において、それぞれの部位を界する区画紋様帯と、口縁部・頸部・体部に施される装飾紋様帯に分けて、その全体的な特徴について注意を要する部分について述べてみたい。

壺の区画紋様帯には口頸部と頸体部を区画する場合がある。段の製作手法については、成形段階の粘土紐の継ぎ目を利用して段を形成するものと、工具を使用して整形段階に段を作りだすものの二者があ

り、その割合は部位に関わらず後者が大多数を占める。また、段第Ⅰ種として表現されるものは口頸部区画紋様帯に採用される場合が多く、段第Ⅱ種として沈線と併用されるものは図110－1・2の僅か2点に過ぎない。また、これ以外には、段の突出部に刻目を加えた図119－7・図129－10がみられる。

頸体部区画紋様帯に用いられる場合は、前記とは全く逆転し、段第Ⅱ種となるものが非常に多く、その条数は1条から5条程度で、最も多いものでは図129－21のように7条を数えるものもある。

さらに、削り出し凸帯についてであるが、整形の手法については、(a)・(b)両種が確認され、用いられる部位は口頸部境にほとんど限られ、頸体部境にこれを用いるものは凸帯上に刻目を加える図108－4と、段と木葉紋の間の沈線が(a)種に近い技法により表現される図123－10のみで、これら2点以外は破片においても確認することはできなかった。

区画紋様としての用いられ方は、第Ⅰ種に分類されるものがそのほとんどを占め、第Ⅱ種の表現法を採るのは、頸部の区画紋様とする図105－5、図111－5、図132－5の3点のみである。しかし、これらとて厳密には少条に分類されるものではあるが、沈線単独で表現される通有のものは1点だけで、その他の2点は刻目と併用されるという変則的なものである。

なお、第Ⅰ種に分類されるものの中でも、図109－3のみは凸帯上に横位の刻目を施すことで特異といえるが、頸体部区画紋様帯の刺突紋と連動して施紋されたとみなすことで理解できるものとする。

さらに、貼り付け凸帯を持つものについては、図111－11や図123－12、および図127－6のように単体で用いられるものから、図132－3・4のように多条化したものまでがみられるが、単体で用いられるものには、後出段階に盛行する貼り付け凸帯とは形状や刻目の様相が明らかに異なるものがあり注意を要する。これらの中には後述するように、縄紋時代晩期突帯紋土器からの系譜を辿ることにより妥当性のあるものも含まれており、これの有無のみを以て新古を速断することはできないと考えたい。

最後に、区画紋様帯に沈線のみを用いる例がある。このうち、図129－28などは完全に後出的要素とみなすことができるが、それ以外のものの中には貼り付け突帯と同様、一考を要するものがある。

甕の区画紋様帯に関しては体部上位に段あるいは沈線を用いる場合が多く、無紋のものも一定量含まれる。段の形成方法に関しては壺と同様の手法が観察され、段単独施紋によるもののほか、その上位に沈線や刻目紋、上位または沈線間に刻目紋や刺突紋が施される。また、図130－21の1点のみであるが、下段に三角刺突紋を加えるものがあるが、これについては、その特徴より時期的に下るものである。

そして、特殊なものでは図114－12のように削り出し凸帯を持つものがある。これは、壺の施紋でいうところの削り出し凸帯第Ⅱ種少条に分類されるものであり、この例に関しては壺の区画紋様帯の意匠が甕に混用されたものとの解釈が成り立つ。

鉢の区画紋様帯については段や沈線などがみられ、これらは甕と大きく異なるところはみられない。

つづいて、装飾紋様帯について、それぞれの器種ごとにその主だった部分観察を行ってみたい。

まず、壺では施紋される部位により、口縁部・頸部・体部の3者に分け、さらに紋様の種類により、平行線紋系・重弧紋系・木葉紋系・赤彩紋系・刺突紋系の5つに分類した。

口縁部に加飾するものは、先の口頸部区画紋様帯の項でもふれた図110－1・2がある。この2点の土器については、先の区画紋様帯の様相とも相まって特定個人の志向が働いたかの感がある。

頸部装飾紋様帯には刺突紋系以外の4種類がみられるが、胴部装飾紋様帯と比較してその施紋率は低い。施紋される紋様はそのほとんどが平行線紋系の縦位沈線と重弧紋で占められ、これらが併用される場合も多く、この二つの紋様が相関性の強いものであることを物語っている。平行斜線紋系ではこのほ

かに、図108-13のような螺旋状の斜線紋を施すものや、図108-5・6のような山形に配されるものがあり、6については山形に区画された部分に赤色顔料を充填して一つの紋様を形成している。

つづいて、木葉紋系に分類される図109-2・3がある。双方ともX基線に斜位の弧線を加えて紋様を描出するものであるが、これらは体部装飾紋様帯との連続性により施紋されたとみなしたい。

そして、赤彩紋系に属するものに図115-26がある。これは黒色物質を塗抹した後、赤彩により下向重弧紋とおぼしき紋様を描くもので、赤彩紋単独で紋様を表現しているという点では、今回唯一の例となる。紋様を描く前の下地処理、描出法については、既出の諸例と相通ずる技法で描かれている。¹⁴⁾

つづいて、体部装飾紋様帯については、類別した5種類すべてがみられ、頸部のそれに比して施紋率も高い。また、各々の紋様の種類も多種多様であり、このことも一つの特徴となっている。

まず、平行斜線紋系であるが、頸部にみられた縦位沈線は単独では施されず、図108-12や図115-15・23、図119-12のように、他の平行斜線紋系紋様や重弧紋と組み合わせられることのみで成立する。

また、体部装飾紋様だけに使用される特徴的な紋様に羽状紋と斜格子紋が上げられる。羽状紋には図108-5・11などのように有軸のものと図124-5のような無軸のものがあり、また、斜格子紋にも図126-4のような全周するものと、図115-24・25や図131-3のような部分的に用いられる場合がある。また、双方とも途中で施紋方向を変えるいわゆる逆転紋様となるものがある。

つづいて、重弧紋系であるが、基本的には区画紋様帯や疑似区画紋様帯に接続させていることが多い。しかし、上向のものの一部には疑似区画紋様帯を設定せずに施紋するものや、図123-9や、図131-19のように重層的配置となるもの、対向配置を持つものもあり、体部に用いられる場合、頸部のそれよりは規範性に乏しいものであるということが指摘できよう。また、注目されるものに一つの単位が非常に大きい図129-21がある。このような例は周辺地域ではあまり確認できないもので、むしろ分布の中心となる西部瀬戸内地域からの影響を受けたものと考えたい。

木葉紋系にはX・+の両基線を持つものがあり、軸についても有軸・無軸のものがあるが、量的にはX基線で有軸となるものが大多数を占める。また、図109-3のように木葉紋の上下の施紋枠を区画紋様帯や疑似区画紋様帯とみなし、重弧紋を描き加えることも行われている。そして、図123-10の個々の紋様の如く、この遺跡のみでみられる特殊な施紋を施したのも一部にある。

また、注目すべきことは、図124-6、図131-12・14のように木葉紋の交点に珠紋を施すものがあるということである。紋様は図131-14が径の小さな竹管状の工具を用い、その他の2点は先端の丸い工具により刺突を加えることにより表現されており、前者は大阪府宮ノ下遺跡¹⁵⁾と今回の若江北遺跡などで確認されるという類例の乏しいものである。また、これが組合わさる木葉紋は、図131-14が+基線に有軸と無軸が混用されるもの、その他の2点がX基線に有軸のものである。

赤彩紋系の紋様を施すものには、図109-4、図115-14がある。図109-4は破片であるため本来の状況は不明であるが、木葉紋の隙間に形成された4つの三角形のうち、横位置のもののみを赤彩によって充填していた可能性が考えられ、図115-14は黒色物質を塗抹した後、斜線紋の部分だけに赤彩を施している。下地処理の違いこそあれ、対独で紋様を表現するものでないことは共通している。

刺突紋系に分類されるものには図109-3がある。これは頸体部区画と体部の木葉紋の間に施されているもので、装飾紋様帯とするよりはむしろ区画紋様と一連のものとの解釈が良いとも考えられる。

甕における装飾紋様は、図130-17のように4条一対の縦位沈線を加えるものや、同図-26の山形に配された平行斜線紋風の紋様を持つ例がある。しかし、これらは該期では希有もので例外的である。

なお、区画紋様帯の項で述べた刻目紋や刺突紋の一部および三角列点紋については、壺体部の装飾紋様の部分で述べたように、装飾紋様として捉えた方が理解しやすいと考えられるものもある。

鉢では、装飾紋様を持つものの比率は非常に低い、図124-19・20などのように重弧紋や平行斜線紋を山形に配するものがある。このうち19については、全周するうちに紋様の種類を変え、かつ、その一か所のみに正面観を意識させるような垂下部を設けていることで非常に特異な紋様構成を持つ。これに近似するものは図108-1の壺にもみられるが、あくまでも特殊な例に属するものである。

iv. 調整について

調整はユビオサエ・ハケ・ミガキの3種類が基本となる。最終的に行われる調整には器種により差異があり、壺や鉢がヘラミガキ、甕がハケを基本とする。この様相は従前の前期土器と変化はないが、使用される工具と、調整の方向に特徴的なものがあることを指摘しておきたい。

まず、ハケに使用される工具である。通常よくみられるものはハケ原体の擦過痕が凹凸をなして明瞭に器面に残されるものであるが、今回の資料にみられるものの多くは、原体の幅のみが観察され、その中の条線が不明瞭なものが多い。この様相を図上では原体の輪郭を実線で、その中の条線をかすれさせることによって表現している。この傾向は壺、鉢において特に顕著であり、甕においては通常観察されるような明瞭な凹凸を持つ資料も一定量含まれている。

これらハケと呼称される調整に使用される工具の究明には横山浩一氏の根幹的研究¹⁶⁾がある。この調整が小口に現れる木目の状態によって規定されるという氏の結論によると、今回着目したハケ原体には夏材と冬材の硬軟の差が少ない樹種を使用したか、小口ではなく材の側面を使用したことが想定される。いずれの状況にせよこの様相はハケ原体に使用される用具の樹種、用法に規範がないことを示しているものと考えられ、定則化される以前の状況を表しているとみられる。

つづいて、壺頸部にみられるヘラミガキの方向についてであるが、一般的に頸部に施されるヘラミガキの方向は横あるいはやや斜めのものが主流となるが、今回の資料の中には縦方向のヘラミガキを施すものが散見される。この様相はヘラミガキの方向が横方向に画一化される前段階のものと考えられ、先のハケ原体に使用される工具と同様、規範が整う前の一様相と捉えられるものとみなしたい。

v. 縄紋系土器について

他遺跡の調査成果と同様、今回の調査でも縄紋時代晩期突帯紋土器からの命脈を辿ることのできる土器が出土した。器種には壺と甕があり、その器形から晩期の壺、深鉢が祖形となったことは疑いない。

まず、壺には長原式土器の延長線上に位置づけられるものがある。これには図126-7のように晩期のそれと見まがうようなものと、図120-4、図129-9のように外反する口縁部を形成せず、そのかわりに口縁上端部に断面三角形の貼り付け凸帯をめぐらせたものがある。

前者は口縁上端部にD字状の刻目を入れる凸帯を持つことや、粘土紐の接合法も内傾となることで、粗見すると長原式段階の突帯紋土器との判断を下しかねないものである。しかし、詳細に観察すると、器形においては筒状に太くのびる頸部や、中心部附近に最大径のある体部を持つこと、そして、調整においては外面に施される条線の不明瞭なハケ、横方向に施されるヘラミガキ状の押圧が観察できることから、明らかに長原式段階の壺とは様相を異としており、弥生土器的であるといえる。この様相は突帯紋土器の中から夜臼系の壺の模倣して成立したとされる壺¹⁷⁾、また、縄文系壺形土器や変容壺¹⁸⁾と呼称されたこの一群の土器の一類型を示す資料として位置づけることができる。

後者に関しては双方とも頸部以上の破片で全形はうかがえないが、筒状の頸部の上端部に断面三角形

の貼り付け凸帯をめぐらせ、その斜め上端面には沈線を一条加えている。調整は両者とも口縁部直下に及ぶ縦位のヘラミガキが施される。また、図120-4については頸部上位に区画紋様を意識させるような沈線が一部にみられる。これらは、筒状の頸部から直立気味に広がる口縁部、そして、その上端にめぐらされる貼り付け凸帯を持つなど、突帯紋土器からの影響を強く受けているものと考えられる。

また、凸帯上位に施された沈線は、あたかも凸帯の基部を強調するかの如き様相を呈していることから、紋様の項で注視した段や凸帯を明確化するために最終的に施される沈線と同様の効果を意図しているものとも考えられる。以上の様相からこの2点の土器については、縄紋的形態に弥生の規範に倣った調整・施紋を行った土器と考えることができよう。

甕については壺にみられた様相と同じく突帯紋土器の特徴をそのまま引き継いだものと、遠賀川系土器の持つ各要素と融合し、両者の特徴を兼備した折衷的要素を持つものがある。

前者としたものには、図130-6がある。直立する口縁部の外面下方に刻目を有する凸帯をめぐらすもので、その形態や、刻目の様相などから突帯紋土器の延長線上にある土器とみなされよう。

後者としたものには、図123-17、図130-26、図132-11の3点がある。このうち図123-17は典型例となるもので、如意形の口縁部を除けば刻目を入れる二条の隆帯を有すること、施紋後にユビナデ状の器面調整を施すことなどまでが突帯紋土器の深鉢と一致する。しかし、詳細に観察すると、粘土紐の接合が外傾接合となること、凸帯の基部に沈線を加えること、そして何よりも如意形の口縁部を形作ることが、遠賀川系土器と接触した段階以降に成立した器形であることを物語っている。

これに続くものとして図130-26がある。形態的には先の例と同様であるが、上位の凸帯は段と同化してしまい、そこに施された刻目がかつて突帯が施される位置であったことを辛うじて示している。下位についても突帯は矮小化しており、刻目もD字形ではなく紡錘形を呈するものに変化している。

さらに簡略化が進行したものが図132-11である。上位の段は沈線へと置換され、下位の凸帯は基部を明確化させるための沈線のみが遺存し、その間に刻目を施すことで、かつての形態を止めている。

なお、甕において突帯紋の深鉢に如意形の口縁部を結合させた器形が成立するのであれば、壺においてもこれと同じ事象が起り得ないかという問題が提示されるであろうが、これに対しての一つの方向性を示すものが図111-11と考える。この壺の外反する口縁部を除けば、丈長の器形を有するなど突帯紋土器の壺と類似した形態を持ち、また、凸帯の形状や刻目の様相なども後出段階のそれとは大きく相違していることから、縄紋の様相がうかがえるものとしてこれに充当させたい。

III. 既出資料との対比

A. 遺構の様相

遺構の分布範囲は、東西20m以上、南北50m強を測るものであることは先に述べた。これまで調査された同段階と考えられる近畿地方の遺跡においては、完掘に近い形で調査が行われた兵庫県大開遺跡が初期環壕段階で直径約40m、拡張環壕段階で長径約70m、短径約40m²⁰⁾であり、大阪府田井中遺跡が最も古い第1期とされる段階の環壕で約70m²¹⁾である。これらの諸例と比較した場合、集落規模は、100mを越えるものは少なく、概して規模の小さなものであることが指摘でき、弥生文化定着初期段階においては比較的規模の小さな集落が展開されていた可能性が指摘できよう。

つぎに、個々の遺構でこれまで報告されたものと比較できるものには堅穴住居と掘立柱建物がある。

まず、堅穴住居についてであるが、今回の若江北遺跡検出のものとはほぼ同時期の例を検出できた遺跡

には大開遺跡、田井中遺跡がある。大開遺跡では合計5棟の竪穴住居が検出され、掘り込みの深さは削平が激しいため比較できないが、規模ではすべてが若江北遺跡例を上回り、壁溝を持たない点ではこれと共通する。田井中遺跡では竪穴住居3棟以上と、壁溝のみが検出され、立ち上がりの不明瞭なことから平地住居と考えられる住居が数棟検出された。これらは、規模においては若江北遺跡検出例をやや上回るものからそれを凌駕するものであるが、このうち最古段階に構築されたとされる住居跡404については壁溝を有する点では異なるが、規模や壁部の立ち上がりが不明確な点では若江北検出例と共通している。また、その他の竪穴住居も断面図をみる限りにおいては壁の立ち上がりは大きくはない。²³⁾

これらの諸例と後出段階の時代のものと比較した場合、床面積が小さいこと、側壁の立ち上がりが不明確なことなどの特徴がみいだされるが、今回の若江北遺跡で検出された住居においてもこれと共通する部分があり、前期の竪穴あるいは平地住居の検出例が僅少であるという事実を危惧する誹りは免れないものの、前期の古い段階における住居形態の一類型となることができるとも可能性もある。

掘立柱建物については隣接する山賀遺跡などでの検出例が報告されるが、いずれの場合も柱列などの断片的状況証拠の検出により、その存在が指摘されていたものであった。しかし、今回の場合、柱根を伴い整然とした形で検出されたため、河内平野においてその存在を確実なものとした。しかも、床面積に注目した場合には建物2が13.4㎡、建物1に至ってはその3倍近い33.6㎡を測るもので、非常に規模が大きいことで注目に値しよう。しかも、山賀遺跡で使用されていた掘立柱建物柱材には、今回の例を大きく上回るものも検出されており、その規模を推して知るべしと言わしめるものがある。

以上の様相は、河内平野においては掘立柱建物構築技術が前期段階からすでに確立化しており、それが各集落に浸透していたことを推察せしめる。

B. 遺物の様相

土器の諸特徴については先述のとおりであるが、これらと近畿地方以西の遠賀川系土器と比較した場合についての特徴を述べてみたい。まず、壺の器形に関しては、口径と体部最大径の差が少ない丈長の器形を持つものが含まれていること、口縁部の形状が短く外反することなど共通する部分が多く、しかもなお、全体の形状が球形とならず、頸体部の区画部を境として体部が内彎、頸部が外反するという古い段階の一群に酷似するものが一定量含まれていることに注目しなければならない。このような特徴を持つ土器を含む資料は、近畿地方の中に類例を求めるより、むしろ、より西方域の瀬戸内沿岸部以西に類例が求められる。この中でもまとまった資料が得られている岡山県津島遺跡南池地点²⁵⁾、香川県大浦浜遺跡²⁶⁾の包含層を中心とした資料、下川津遺跡竪穴住居SHO1および第2低地帯流路1出土遺物²⁷⁾などでは共通する特徴を持つ例が散見され、若江北遺跡出土遺物との親近性が指摘できる。

つぎに、紋様については、有紋の率が非常に高いということと、先述の指摘どおり篋描紋を非常に細く描出していることが特徴的である。これは、近畿地方における後続段階の篋描沈線紋描出法とは著しく異なるものである。また、紋様を描く順序としては、調整を終えてから後に行われることが徹底されていることを述べたが、これも後続段階の土器との相違点のひとつとして指摘できる。

さらに、区画紋様帯の整形については、先に述べた井藤氏の着目どおり、段の基部の変換点にヘラ状工具による沈線あるいはこれに近似した押圧技法による調整が圧倒的多数の土器にみられることが観察され、これも先の例と同様に後続する段階のものとの大きな違いであることを指摘することができる。

つづいて、装飾紋様については、沈線紋系と赤彩紋系の2つに大別し、さらに沈線紋系に平行線紋系、重弧紋系、木葉紋系、刺突紋系の4種類に類別して観察を進めた。平行線紋系には北部九州から瀬戸内

で出土する土器に施される紋様の種類を網羅している。この中でも特徴的なものに、壺の体部に施される羽状紋と、甕の一部にみられる平行線紋がある。羽状紋には有軸と無軸の両者があり、また、途中で方向を逆転させるものも含まれ、北部九州などでみられる同紋様を基本的に網羅している。しかし、そこに充填される平行線を北部九州のものと比較した場合、その間隔が広くなること、本来直線で描かれるはずのものが微妙に湾曲した弧線となっているという違いが見いだせるとのこと、紋様の基本的構造は踏襲されながらも、それがやや崩壊しつつある段階のものではないかとの指摘を受けた²⁸⁾。

甕に施される平行線紋については、施紋される部位や区画紋様帯間を反復させる単位の大きな描出法などの特徴からみて、中部瀬戸内の縄紋時代晩期における前池式から津島岡大式、沢田式へと継承された篋描紋からの影響を受け、このような紋様が成立したものと考えられる。

重弧紋系紋様の特徴には以下の2点がある。まず一つは一単位の大きさである。今回の資料の中には既知の資料と比較して際立って大きな例が含まれている。これに類似する資料は近畿地方ではあまりみられず、より西方の中部瀬戸内から玄界灘沿岸地域にかけての地域に分布している。山形曲線を対称形に配するものから円弧を描く重弧紋へと変化したという下条信行氏の考え方³¹⁾に則るならば、重弧紋の古い形態を止めるものとの解釈も成り立ち、伝播経路とそれに要した時間を考える上で非常に興味深い。

つづいて、重弧紋の施紋方向とその用いられ方についてである。重弧紋が区画紋様帯を基軸として施紋されていることは既述のとおりであるが、その方向に注目した場合、西部瀬戸内以西では上向のものがそのほとんどを占めるといっても過言ではないような状況にあるが、若江北遺跡出土例の場合、上向・下向の両者が混用されるという事実がある。これと同様の資料は、岡山県高尾貝塚³³⁾・津島遺跡南池地点³⁴⁾・南溝手遺跡³⁵⁾、鳥取県長瀬高浜遺跡³⁶⁾などの諸遺跡でみられ、その分布が中部瀬戸内から山陰東部、そして、近畿地方にかけての地域を中心として広がる施紋法であると考えることができよう。

また、用いられ方において非常に特殊なものとしては、図115-12や図123-9のような重層配置的施紋を行うものが上げられる。これと同様の描出法は山陰・中部瀬戸内地域にはみられず、さらに西部の山口県綾羅木郷遺跡³⁷⁾などの資料に一部存在している。

木葉紋系には+・Xを基線とするものの両者がみられるが、量的なものを比較した場合においては後者のほうが上回る。しかしながら、中には両者が一つの区画の中で混用され、8葉の花弁状の紋様として描出されるものまでが含まれており、基線の違いを以て新古を論じるには躊躇せざるを得ない状況である。しかし、図109-2のように、対向する二組の弧線を組み合わせることによってX基線の斜位木葉紋を描出するという施紋原理にそぐわない簡略施紋法が用いられているものが存在していることから、少なくともX基線のもののほうが新しい段階にまで用いられたと考えることは許されるであろう。

この他、これに付帯する紋様について特徴的なものがある。その一つは紋様の中心に珠点が施されるものであり、もう一つは重弧紋と併用して紋様を構成するものの存在である。

中心に珠点があるものは三点が確認される。中心に珠点を持つ木葉紋は、工業氏の指摘³⁸⁾では岡山県関戸貝塚³⁹⁾、香川県室本遺跡⁴⁰⁾などの中部瀬戸内から、大阪府山賀遺跡⁴¹⁾・亀井遺跡⁴²⁾など近畿地方の各遺跡に分布しているとされるが、中部瀬戸内の珠点が+基線の木葉紋に伴うのを常とするのに対し、近畿地方のそれは+・X双方の基線を持つものに施されるという相違点を見いだすことができる。

重弧紋と併用されるものは図109-3の1点のみであるが、木葉紋の上下区画帯を基線として描かれており、その空白部に上下向の重弧紋を配している。非常に特異な紋様構成を持つものであるが、縦横位の弧線を配する木葉紋との融合が図られ成立した紋様とも考えられよう。なお、これと同様の意匠を

持つものは、香川県大浦浜遺跡⁴³⁾、鳥取県長瀬高浜遺跡⁴⁴⁾、兵庫県大開遺跡出土資料の中に僅かにみられる。

刺突紋系は出土点数も少なく、また破片資料となったものが多いため不明な部分が多い。この中で、唯一全形のうかがえるものは先述の図109-3のみである。しかし、この部位に同様の施紋が行われる例は非常に稀で、大阪府久宝寺遺跡北地区⁴⁶⁾、鳥取県長瀬高浜遺跡⁴⁷⁾で検出されたものが知られる程度である。なお、破片資料では、奈良県唐古・鍵遺跡⁴⁸⁾でも確認されている。

赤彩紋系の紋様については4点のみが確認されたが、赤彩単体で紋様を表すものは國分政子氏のいう「線画」⁴⁹⁾表現で描かれた1点のみで、それ以外は沈線と併用されることにより一つの紋様を構成するものである。南接する山賀遺跡では多量の赤彩紋が施された土器が出土したが、「線画」表現となるものと「陰画」表現を採るものがほとんどであり、沈線と併用されるものはごく僅か⁵⁰⁾である。

ちなみに、山賀遺跡と若江北遺跡の資料とを比較した場合、器形や紋様構成などからみて、山賀遺跡のものの方がより後出的要素が強いといえる。このより新しい要素を持つ山賀遺跡の例に「線画」および「陰画」が多く、それに先行する段階の若江北遺跡の例に「線画」と、図109-4のような沈線間充填紋様が存在することに対しては、若江北遺跡資料の段階で沈線と併用される充填的赤彩紋が生成され、そこから沈線が脱落して赤彩単独による「陰画」表現へと移行した、すなわち、沈線併用段階から赤彩単独表現段階へという時間的推移があるものとの予察的見解を述べておきたい。⁵¹⁾

つづいて、縄紋時代晩期からの影響を止める土器についてふれておきたい。この問題については、長原式に直結する壺・甕の存在、図111-11などの壺にみられる貼り付け凸帯について取り上げたい。

まず、縄紋時代突帯紋土器からの命脈を辿ることのできる壺・甕に関しては、今回の若江北遺跡の例が最も良くその特徴を表しているといっても過言ではないであろう。

このような折衷的特徴を持つ土器は、以前の指摘⁵²⁾どおり、遠賀川系土器に比して量的なものこそ僅少ではあるが、甕を中心として各地域それぞれの変容形態を持ちながら確実に存在しており、近隣地域の主要なものだけを取り上げても、大阪府山賀遺跡⁵³⁾・亀井遺跡⁵⁴⁾・虫取遺跡⁵⁵⁾、兵庫県雲井遺跡⁵⁶⁾・大開遺跡⁵⁷⁾、京都府下鳥羽遺跡⁵⁸⁾、和歌山県瀬戸遺跡⁵⁹⁾など普遍的にその存在を指摘できる。この様相はさらに西方へと続き、岡山県津島遺跡⁶⁰⁾・同南池地点⁶¹⁾、香川県下川津遺跡⁶²⁾など中部瀬戸内地域を越え、北部九州にも確認される。このことは各地域で行われた土器製作において、その製作技術に関してはある程度の融和が図られていたとの解釈が可能で、縄紋土器から弥生土器への移行が断絶的・一方的ではなかったことを傍証しているといえる。なお、これらの土器の終焉に対しては、共伴する遠賀川系土器からみて藤田氏の指摘⁶³⁾どおり、各地域においてそれぞれ異なっている状況が想定されるべきである。

つづいて、例示した貼り付け凸帯を持つ土器については、その形状や刻目などから後出段階のそれとは明らかに一線を画するものであり、大開遺跡出土資料で指摘された事例⁶⁴⁾と同様に、晩期突帯紋土器からの系譜を辿れるものと考えたい。このように考えた場合、後出段階の貼り付け凸帯紋の成立・盛行については、潜在していた縄紋的要素が関与したと考えることもあながち無意味ではなかろう。

また、調整については先述の縦あるいは斜め方向のヘラミガキに注目したが、これと同様の例は、山口県綾羅木郷遺跡⁶⁵⁾など、瀬戸内海に面して北部九州地域を含めた西部瀬戸内から、広島県大宮遺跡⁶⁶⁾、岡山県南溝手遺跡⁶⁷⁾、香川県下川津遺跡⁶⁸⁾、兵庫県大開遺跡⁶⁹⁾、大阪府亀井遺跡⁷⁰⁾・田井中遺跡⁷¹⁾で確認され、岡山県津島遺跡南池地点⁷²⁾にもこの例が含まれているようである。

石器に関しては、非常に資料数が少なく不確定要素を残すが、一方ではこれも前期の古い段階の遺跡に共通する特徴であるともいえる。この数少ない情報の中から注目点を選びだすならば、石器の種類と

材質の2点が問われよう。まず、石器の種類に関しては、石庖丁以外の大陸系磨製石器類の欠如が上げられる。共に出土した石器にはサヌカイト製石錐・刃器、安山岩や砂岩類を使用した砥石・磨石・叩石・台石があるのみで、あるいは、弥生文化流入初期段階における河内潟縁辺部においては、稲作文化と共に移入された石庖丁以外は、依然旧態を止めていたという状況が推測できるのかもしれない。

つぎに、石材の問題である。これには打製石器用材のサヌカイトと石庖丁用材の石材がある。識者の同定を経たわけではなく、あくまでも筆者の肉眼観察であることを予め断っての話ではあるが、サヌカイトはそのほとんどが金山産のものであり、石庖丁の石材は流紋岩である。

周知のとおり、附近一帯の打製石器用材は二上山産サヌカイト、石庖丁用材は緑泥片岩というのが普遍的様相であるが、一連のサヌカイト原産地分析で明らかにされたように、前期の古い段階の遺跡に限ってはこの様相と異なり、違う石材が選択されている。今回の例も金山産サヌカイト、流紋岩製石庖丁という二者が確認され、弥生時代前期初頭の物流を考える上で貴重な資料を提示することができた。

ちなみに、流紋岩製石庖丁は大阪府雁屋遺跡⁷⁴⁾・田井中遺跡⁷⁵⁾など古い段階の前期土器を伴う遺跡でも出土しており、この段階の河内潟縁辺部の集落にも一定量浸透していた石材と考えられる。

IV. まとめにかえて

以上、冗長に遺構・遺物について述べてきたが、今回の資料の祖形になった遠賀川系土器の時期的な問題と、その源流などについて述べ、まとめにかえておきたい。

まず、祖形になった遠賀川系土器であるが、器種構成においては壺、甕、鉢、高杯、蓋という基本的組成の定着と壺・甕用蓋、無頸壺の存在、そして、個々の土器では、壺における全体的な形態、体部紋様帯に施される逆転有軸羽状紋、甕においては体部上位における有段部の形成、2条程度の沈線を有することなどから、板付II a式段階でも新しい部分の諸要素を祖形としていえると考えたい。

そして、その源流については、紋様では、施される紋様の種類、篋描紋全体にみられる華奢な施紋、甕にみられる平行線紋系紋様、上下向が併存する重弧紋など、また、調整においては、壺頸部に施される縦位あるいは斜位方向のヘラミガキなどから古い段階の凡中部瀬戸内的とも換言できる遠賀川系土器に包括されるであろうが、一方、壺頸部に施紋される割合の高いこと、連続する紋様の一部に異なった紋様を組み合わせるものがあること、重層配置的施紋を行う重弧紋の存在、その軸の有無、施紋方向の逆転を問わず羽状紋の占める割合が高いことなどから、綾羅木II式を中心とする西部瀬戸内地域から山陰地方出土の資料との共通点も看過し難い内容を持ち、今回の資料が各地域に分布する各要素を混在させた多彩な内容を持つ資料であることを物語っている。

つづいて、今回の資料について近畿地方の中における位置づけを行いたい。これまで述べてきた各検討内容より、既往の資料の中では最古段階に比肩できる資料が中心となることは確実であると考えられる。しかし、近接する2面にわたる遺構面出土遺物であることや、層位的に安定しているとはいえない溝の資料が含まれることからある程度の時間幅を考慮しなければならない資料であることは否めない。

事実、壺における段から削り出し凸帯への量的変化、甕における段から多条沈線化への比率をみた場合、土坑から溝25、そして包含層出土遺物へとその割合が増えていくことは確かであるが、それが同時併存するものなのか、細別が可能であるのかは比較検討の材料に乏しく今後の資料の蓄積を俟ちたい。

現状では近畿地方の弥生土器の始源を板付II a式の新しい段階と設定し、土坑出土資料がこれに最も近い傾向を持つ資料、これに続いて溝25、包含層がより新しい傾向を持つ資料として大枠で捉え、後者

から前者を差し引いた部分がより新しい要素であり、これが将来的には細分の基準となるであろうとの大網的見解を提示し、今後の研究の進展に委ねたい。

最後に生駒西麓産土器の比率の問題について述べたい。表1・2に示すようにその割合はほとんどの器種において5割を越え、甕では7割弱、壺に至っては8割強を占めている。このような様相はこれまでの河内潟南部における弥生時代前期の遺跡では見られなかった様相で、「突帯紋土器は生駒西麓産、古い段階の遠賀川系土器は低湿地または他地域産」という我々の概念を一掃させるものであった。

この事実に対してはさまざまな解釈が成り立つが、縄紋集落の伝統的基盤地域である生駒西麓部に居住する集団との間において、少なくとも土器製作においては生産領域の共有化がはかられていたこと、さらには、西麓部集団との間に直接的な関わり合いがあったことなどを念頭に置いておかねばならない。

このことは即ち、両者間において相互の関係が成立していたことを示しており、この地における縄紋時代終末から遠賀川系土器を伴う弥生時代への移行が、対峙的关系のうちに変容を遂げていったものではないということを指し示しているということを述べ、まとめにかえておきたい。

註

- 1) 三好孝一 1991 「まとめ」『河内平野遺跡群の動態』II 近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書——北遺跡群 旧石器・縄文・弥生時代前期編—— 大阪府教育委員会・財団法人 大阪文化財センター
- 2) 三好孝一・市本芳三・亀井 聡 1995『巨摩・若江北遺跡発掘調査報告——第4次——』都市計画道路大阪中央環状線立体交差建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 財団法人 大阪文化財センター
- 3) 瀬川 健・尾上 実・大谷治孝・奥 和之・高橋雅子 1983『若江北 近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書 大阪府教育委員会・財団法人 大阪文化財センター
- 4) (a) 田辺昭三・佐原 眞 1966 「弥生文化の発展と地域性 3 近畿」『日本の考古学』III 河出書房新社
(b) 佐原 眞 1967 「山城における弥生式文化の成立——畿内第I様式の細分と雲ノ宮遺跡の出土土器の占める位置——」『史林』第50巻 第5号 史学会
- 5) 寺沢 薫 1981 「前期土坑群と編年問題」『昭和55年度 唐古・鍵遺跡 第10・11次発掘調査概報』田原本町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所編
- 6) 井藤暁子 1981 「入門講座 弥生土器——近畿I——」『月刊 考古学ジャーナル』No.195 ニュー・サイエンス社
- 7) 深澤芳樹 1989 「木葉紋と流水紋」『考古学研究』第36巻 第3号 考古学研究会
- 8) 寺沢 薫・森井貞夫 1989 「河内地域」『弥生土器の様式と編年——近畿編I——木耳社
- 9) 藤田憲司 1982 「中部瀬戸内の前期弥生土器の様相」『倉敷考古館研究集報』第17号 財団法人 倉敷考古館 氏は区画紋様帯に施される細密な沈線に関し『「沈線」としての独立を十分に認め難いもの』があることを指摘した。そして、これは段が形成される段階に用いられるもので、後出段階の太い沈線とは明らかに区別されるものであるとの見解を述べておられる。今回の資料の中にもこれに類似する技法が散見される。
- 10) 真鍋昌宏 1988 「弥生時代の遺構・遺物」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』V 大浦浜遺跡 本文編 真鍋氏は段に伴う沈線については、後出期の沈線紋とは別の取扱がなされるべきであるという意見を述べられ、この点において註11の藤田氏と類する認識を示しておられる。今回の資料にも段と併用される沈線が数多く確認でき、その様相から筆者も藤田氏、真鍋氏と同様の認識を持つに至った。
- 11) 前掲書7
- 12) 前掲書9 粘土の貼り足し部下端に、この部分の整形を同時に行うことも目的としてこの技法が用いられることを藤田氏は指摘しておられるが、ここでは、ヘラミガキ後に行われるc類のみに限定した。
- 13) 前掲書7 深澤氏はヘラミガキ後に行われるもので、かつ、沈線と認識できるものに対してこの用語を用いたとした。
- 14) 國分政子 1991 「北遺跡群出土の弥生前期土器・赤彩紋について」前掲書1 赤彩紋の下地処理についての認識過程、分析結果については同著において端的に述べられている。
- 15) 下村晴文・芋本隆裕 1996『宮ノ下遺跡第1次発掘調査報告書——第1分冊——』財団法人 東大阪市文化財協会 第27図225の土器の体部に施されたXを基線とする斜位の木葉紋の中心に今回の例と同様の珠点を確認される。
- 16) 横山浩一 1978 「刷毛目調整工具に関する基礎的実験」『九州文化史研究所紀要』第23号 九州大学文学部九州文化史研究所
- 17) 家根祥多 1982 「縄文土器」『大阪市平野区 長原遺跡発掘調査報告』II ——大阪府高速電気軌道第2号線延長工事に伴う発掘調査報告書—— 財団法人 大阪市文化財協会
- 18) 藤尾慎一郎 1991 「水稻農耕と突帯文土器」『西日本における初期弥生文化の成立』横山浩一先生退官記念論文集II 横山浩一退官記念事業会
- 19) 小林青樹 1994 「変容壺の成立」『國學院大學考古学資料館紀要』第10輯 國學院大學考古学資料館
- 20) 前田佳久 1993 「第3遺構面(弥生時代前期)の遺構について」『神戸市兵庫区 大開遺跡発掘調査報告書』神戸市教育

- 委員会・財団法人 神戸市スポーツ教育公社
- 21) 岩瀬 透 1996 「まとめ」『田井中遺跡発掘調査概要』V——大阪空港北壕改修工事に伴う事前発掘調査—— 大阪府教育委員会
 - 22) 前田佳久 1996 「第3遺構面の遺構と遺物」 前掲書20
 - 23) 岩瀬 透 1996 「調査の成果」 前掲書21
 - 24) 西口陽一・宮野淳一 1984 「弥生時代の遺構と遺物」『山賀（その3）』近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書 大阪府教育委員会・財団法人 大阪文化財センター
 - 25) 前掲書9
 - 26) 前掲書10
 - 27) 藤好史郎・大久保徹也 1990 「第I期 弥生時代前期」・「土器」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』Ⅶ 下川津遺跡 香川県教育委員会・財団法人 香川県埋蔵文化財調査センター・本州四国連絡橋公団
 - 28) 愛媛大学の下条信行氏がこの資料を実見された際に指摘された。その後、各報告書を繙き各遺跡の資料について検討したが、この傾向は看取されるようである。
 - 29) 平井 勝 1992 「弥生時代への移行」『吉備の考古学的研究』（上） 山陽新聞社 氏はこの中で岡山大学構内遺跡から出土した前期土器の一群に仮称「津島岡大式」という名称を与えている。
 - 30) 岡田 博 1985 「高縄手B調査区」『百間川沢田遺跡2 百間川長谷遺跡2』旭川放水路（百間川）改修工事に伴う発掘調査Ⅵ 岡山県埋蔵文化財発掘調査報告59 建設省岡山河川工事事務所・岡山県教育委員会
 - 31) 下条信行 1993 「西部瀬戸内における出現期弥生土器の様相」『論苑考古学』 坪井清足さんの古稀を祝う会
 - 32) ただし、福岡県東茱田遺跡や山口県綾羅木郷遺跡などには少数の出土例がある。
 - 33) 鎌木義昌・高橋 護 1961 「岡山県高尾遺跡」『日本農耕文化の生成』 日本考古学協会弥生式土器文化総合研究特別委員会 第3図の土器
 - 34) 前掲書9 図39の14など。
 - 35) 平井泰男 1995 「弥生時代前期～中期前葉の遺構・遺物」『南溝手遺跡1』 岡山県立大学建設に伴う発掘調査Ⅰ 岡山県埋蔵文化財発掘調査報告100 岡山県古代吉備文化財センター 第272図1372の土器。
 - 36) 財団法人 鳥取県教育文化財団 1983 「遺物」『鳥取県羽合町 長瀬高浜遺跡発掘調査報告書』Ⅵ 天神川流域下水道事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 鳥取県教育文化財団報告書14 財団法人 鳥取県教育文化財団 挿図326 Po126、挿図同327 Po170・Po189から192などの土器。ただし、これには篋描紋以外に貝殻圧痕紋も含む。
 - 37) 伊藤照雄 1981 「弥生土器の種類と時期区分」『綾羅木郷遺跡発掘調査報告 第Ⅰ集』 下関市教育委員会 若江北遺跡例と同様の意匠を持つ紋様が同報告書第20図の33や、第52図の254の土器に施されている。伊藤氏はこの紋様に対し、リン状紋という言葉を使用している。
 - 38) 工染善通 1983 「遠賀川式土器における木葉文の展開」『文化財論叢』 奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集刊行会
 - 39) 前掲書38 第1図上段の左の土器。
 - 40) 前掲書38 62頁の付表による。
 - 41) 前掲書38 第1図最上段中央の土器。
 - 42) 註41に同じ
 - 43) 前掲書10 実測図版編 第118図 179の土器
 - 44) 前掲書36 挿図325 Po86の土器
 - 45) 前掲書20 図68 249の土器
 - 46) 畑 暢子 1992 「遺物」『河内平野遺跡群の動態』Ⅴ 近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書——北遺跡群 旧石器・縄文・弥生時代前期編—— 大阪府教育委員会・財団法人 大阪文化財センター 図版三四の198の土器
 - 47) 前掲書36 挿図326 Po134の土器
 - 48) 小林行雄「土器類」『大和唐古彌生式遺跡の研究』 京都帝國大學文學部考古學研究報告第十六冊 京都帝國大學文學部考古學教室 第四十五圖10・11の土器。
 - 49) 前掲書14
 - 50) 陣内暢子 1991 「土器」 前掲書1 多量の赤彩紋の資料が出土したこの遺跡でも併用される例は図版五五 502、同六〇580・581、同七五 669など僅か4点に過ぎない。なお、この描出法と同様の事例は長瀬高浜遺跡においても1点確認される（前掲書38 挿図 326 Po115の土器）。
 - 51) あくまでも良好な比較材料のない現状での予察である。赤彩で表現される木葉紋については前掲書10の深澤氏の論考がある。氏は調整と施紋の順序および縁取沈線の有無などから木葉紋の出現順序について論じられたが、今回の若江北遺跡の資料に限っては必ずしもこれに則してはならず、一つの方向性として提示した。
 - 52) 前掲書1
 - 53) 前掲書24 図版25の188、同28の246、同84の788などの土器。中部瀬戸内地域のものと同様のものと酷似するものも含まれており、畿内における遠賀川系土器の出自と伝播を探る上でも注目される。
 - 54) 前掲書46 図版八六の507、同一一五の707から709、同一二五の783 などの土器。
 - 55) 坂口昌男 1985 「縄文要素を残す土器」『泉大津市埋蔵文化財発掘調査概報』3 泉大津市文化財調査報告10 泉大津市教育委員会 第28図の土器
 - 56) 丹治康明 1991 「突帯紋土器と遠賀川式土器」『雲井遺跡第1次発掘調査報告書』 神戸市教育委員会 氏はこの中で、突帯紋土器を第Ⅰから第Ⅸ類に分け、「はたして何類の突帯紋土器の時期に遠賀川式土器との関係が成立するかは断言できない。」としながらも、その第Ⅶ群が長原式以降の突帯紋土器である可能性が高いことを述べた。

- 57) 前田佳久 1993 「弥生時代前期前半の土器について」 前掲書20 氏は同書の中において「遠賀川式土器の他に、縄紋時代晩期の系譜をたどることができる突帯紋土器が少量伴っている。」とし、これらをⅠからⅣ類に分類し、遠賀川系土器と併存する段階の突帯紋土器の存在を指摘している。
- 58) 前田義明・磯部 勝 1991 「下鳥羽遺跡」『昭和62年度 京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 図3の7、図4の26から28の土器
- 59) 泉 拓良・花谷 浩 1984 「和歌山県瀬戸遺跡の第4・5次発掘調査」『京都大学構内遺跡調査研究年報昭和57年度』 京都大学埋蔵文化財研究センター 図43のⅣ1、図44のⅣ3、Ⅳ8からⅣ11の土器。このうちⅣ1以外については「口縁部や胴部の凸帯が幅広であったり、背が低いこと、口縁部が外反気味であること、尖底が多いことなど異なる点も多い。」と長原式土器との相違点を指摘している。
- 60) 鎌木義昌 1968 「山陽地方Ⅱ」『弥生式土器集成本編1』 日本考古学協会弥生式土器文化総合研究特別委員会 第19図の土器。特に1から3が特徴的なものであると考えている。鎌木氏はこの土器について「晩期縄文式土器に類似する凸帯紋を飾った土器である。」としている。
- 61) 前掲書9 図43の5、96頁図44の3の土器など。藤田氏はこれらの土器に対し、実態を十分に捉えることができないとの前提つきで、「弥生時代前期土器に伴う晩期突帯文土器期の系譜を引く土器群と思われる。」との認識がなされている。
- 62) 前掲書27 第106図の16・17および第107図の土器。純粋な弥生時代前期包含層とされる第2低地帯流路1出土資料の中に「突帯文系深鉢」と呼称される一群がある。煮沸形態の中に占めるこれらの土器の割合は18%と報告され、他遺跡と比較して非常に高い出現率となる。
- 63) 藤田憲司 1992 「稲作の始まるとき」『究 班』——埋蔵文化財研究会15周年記念論文集—— 埋蔵文化財研究会 15周年記念論文集編集委員会
- 64) 註57に同じ。氏は、図99の510の壺の形態や、その突帯作法を観察し、「前期新段階の手法によるものではなく、突帯紋土器の製作に関わる人によって製作された可能性が考えられる。」としている。
- 65) 伊藤照雄 「遺構と遺物」 前掲書37 第29図の111、第40図の164、第80図の499などの土器
- 66) 小都 隆・上村和直 1978 『大宮遺跡第1次発掘調査概要』 広島県教育委員会
- 67) 前掲書35 「弥生時代前期～中期前葉の遺構・遺物」 第215図834・835の土器
- 68) 前掲書27 第101図の16の土器
- 69) 前掲書20 第73図の279、第99図の508、第123図の596 などの土器。なお、斜め方向のヘラミガキの例も5点以上ある。
- 70) 前掲書46 図版九九の596の土器
- 71) 前掲書21 第12図の69、第16図143、第20図179・181、第30図311の土器など。
- 72) 前掲書9 図37の14の一部に縦方向のヘラミガキが行われているようである。また、図39の24についてもこれに属する可能性が強いが、拓本のため不明確である。
- 73) (a) 薬科哲夫・東村武信 1975 「蛍光X線分析法によるサヌカイト石器の原産地推定(Ⅱ)」『考古学と自然科学』8 日本文化財科学会
(b) 薬科哲夫・東村武信・鎌木義昌 1977 「蛍光X線分析法によるサヌカイト石器の原産地推定(Ⅲ)」『考古学と自然科学』10 日本文化財科学会
(c) 薬科哲夫・東村武信・鎌木義昌 1977 「蛍光X線分析法によるサヌカイト石器の原産地推定(Ⅲ)」『考古学と自然科学』11 日本文化財科学会
- 74) 野島 稔 1984 『雁屋遺跡発掘調査概要・Ⅰ』——四條畷市雁屋所在—— 四條畷埋蔵文化財包蔵地調査概報16 四條畷市教育委員会 第10図、図版12の76の石庖丁。
- 75) 1996年に当財団法人が陸上自衛隊八尾駐屯場内で行った発掘調査で出土。現在、報告書作成中。